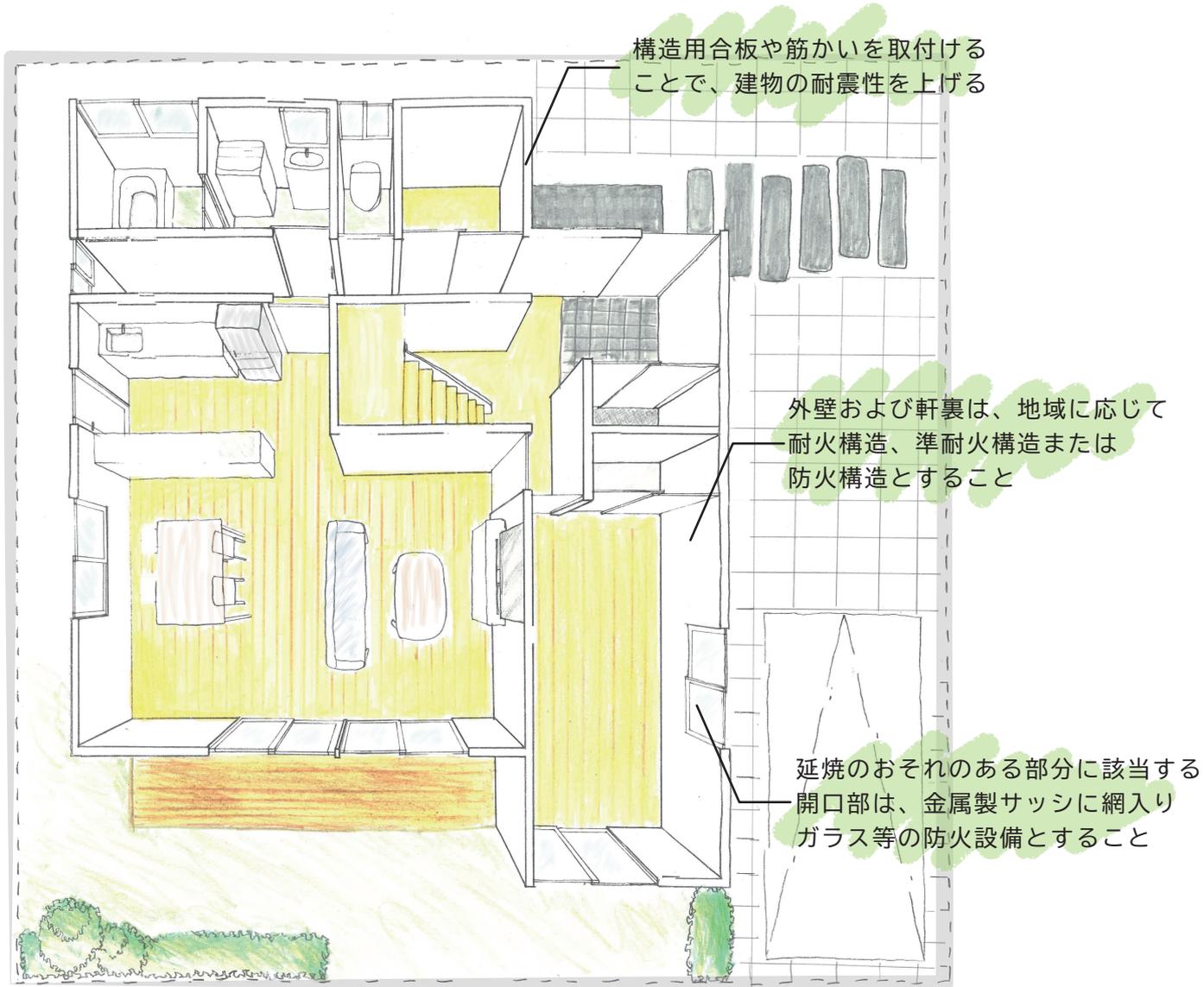


木造住宅 耐震補強 助成制度

耐震性が不十分な古い木造住宅の耐震補強工事の費用を一部助成します

区が行う耐震診断の結果、耐震性が不十分であると診断された古い木造住宅の耐震補強工事に要する費用の一部を助成します。必ず耐震補強工事のご契約前にご相談ください。



要件を満たす場合、固定資産税・都市計画税の減免を受けることができます。詳しくは都税事務所にご相談下さい。また減免を受ける際に建築事務所等に所属する建築士による証明書が必要な場合があります。耐震補強工事を実施する場合は、建築士が工事監理を行うようお願いします

■助成制度の内容

【助成対象地域】

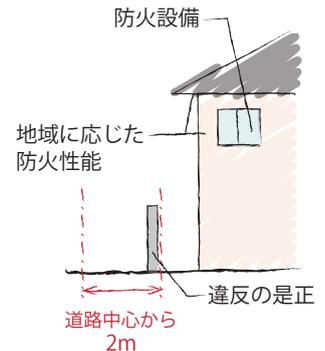
区内全域

【助成対象者】

- 既存住宅の所有者であること（法人を除く、区分所有等の場合は代表者）
- 住民税及び既存住宅に係る固定資産税を滞納していない方

【助成要件】

- 平成12年（2000年）5月31日以前に着工された建物であること
- 地上2階建て以下の木造在来工法の建物であること
- 住宅であること（一戸建、長屋、共同住宅、兼用住宅）
- 区が実施する耐震診断の結果が1.0未満であって、各階各方向の評点を1.0以上にする補強計画に基づいた補強工事を行うこと
- 当該住宅の外壁および軒裏を、地域に応じた防火性能を有する構造とすること
- 延焼のおそれのある部分の外壁に面する開口部は、防火設備（金属製サッシに網入りガラス等）とすること
- 現況において建築基準法における重大な違反がある場合、耐震補強工事に併せて違反部分の是正工事を行うこと
- 助成決定通知前に補強工事の契約を行っていないこと
- 区登録の耐震診断士が工事監理を行い、かつ区登録の耐震改修施工者が施工を行うこと
（区登録の「耐震診断士」及び「耐震改修施工者」は、区が定める講習を受けており、区長による登録証が交付されています。登録名簿はHPにて公開しております）



【助成金額】

| | | | | | |
|--------------------------------------------|---|-------|--------------|---|---------------------|
| 以下のうち、いずれか少ない額 | × | 助成率 | 千円未満 切り捨て | ➔ | 助成金額 【限度額：250万円】 |
| ① 耐震補強工事に要する費用※ ② 延べ面積（㎡）×34,100（円 / ㎡） | | 1 / 2 | | | |

※「耐震補強工事に要する費用」とは

工事施工者が作成した耐震補強工事見積書のうち、以下の金額の合計額（税抜き）

- ・ 木造住宅の耐震補強工事にかかる費用
- ・ 耐震補強工事と同時にを行う防火改修費、準耐火防火改修費、耐火防火改修費、家具転倒防止策費、感震ブレーカー取付け費、工事監理費

【留意事項】

- ・ 増築された建物のうち、既存部分が昭和56年5月31日までに着工された建物で、増築部分が昭和56年6月1日から平成12年（2000年）5月31日までに着工されている場合、既存部分が増築時の耐震基準を満たしていることが、耐震補強工事助成の要件となります。
- ・ 助成金を受けた不動産を、10年以内に譲渡等する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定等により、補助金の返還を求める場合があります。

■申請に必要な書類

📄 提出書類

- 助成金交付申請書（第3号様式）
- 既存住宅の全部事項証明書（共有の場合は、併せて共有者の承諾書）
- 土地の全部事項証明書（借地の場合は、併せて土地所有者の承諾書）
- 公図
- 申請者の住民票
- 申請者の特別区民税（市町村民税を含む）納税証明書（未納額のないもの）
- 申請者の固定資産税納税証明書（未納額のないもの）
- 案内図、配置図、各階平面図、立面図、構造詳細図、外構図等の図面
（既存住宅の図面がない場合はご相談ください）
- 耐震診断書及び補強計画書
- 耐震補強工事見積書
- 工程表

👤 代理の方がお手続きされる場合

- 委任状（代理人による申請の場合）

🏠 敷地が建築基準法第42条第2項に規定する道路に面している場合

- 道路拡幅整備協議書

? その他

- その他区長が必要と認めるもの

💡 各同意書・委任状について



各同意書、委任状の書式は窓口
またはHPより入手可能です

■Q&A

Q 中野区の耐震診断を受けていないが、耐震補強工事の申請はできますか？

A 耐震補強工事助成申請の前に、区が実施する耐震診断を受ける必要があります。
まずは窓口で耐震診断の申請手続きを進めてください。

Q 助成要件に記載されている「重大な違反」とは何ですか？

A 違反の内容は耐震診断時に作成される「法適合調書」に記載されています。例えば狭あい道路（建築基準法第42条第2項道路）に突出している塀等がある場合、住宅の補強工事と同時に当該塀等を道路面から後退させ、かつ後退した部分を道路状に整備する必要があります。

Q 耐震補強助成を受けた建物を解体する時に、新たに解体助成を受けられますか？

A 一の木造住宅について1回を限度とするため、受けられません。

Q 工事監理者及び施工者は自由に決めて良いですか？

A 区登録の耐震診断士が工事監理を行い、区登録の耐震改修施工者が施工するものが助成対象となります。

木造住宅耐震補強助成制度 お手続きの流れ

中野区の木造住宅耐震診断

事前相談

事業が2か年度にわたる場合

全体設計申請

全体設計とは
助成交付申請した年度の
1月末までに完了実績報告
できない場合に必要な
手続きです。

約2ヶ月

全体設計承認

助成交付申請

約2か月

助成交付決定

例1

令和6年7月に助成交付申請
令和7年4月に完了実績報告予定
⇒ 全体設計申請が必要です

例2

令和6年7月に助成交付申請
令和6年1月に完了実績報告予定
⇒ 全体設計申請は不要ですが、
1月末までに必ず完了実績報告をしてください

工事契約

工事着手

助成交付申請の内容に
変更がある場合

内容変更申請

契約金額の変更、
工期の延伸など
変更が判明した時点で
早めにご相談ください。

内容変更承認

耐震補強工事代金支払

中間検査

完了実績報告
(1月末まで)

約1か月

助成金交付

留意事項

- ・ 当該年度の1月までに完了実績報告ができない場合は、あらかじめ全体設計申請が必要です。
- ・ 必ず交付決定後に工事契約・着手してください。交付決定前の工事契約・着手は助成対象外となります。
- ・ 事前相談から交付申請までは、補強工事見積書や補強工事実施の意思決定等の時間を要するため、工程は余裕のある計画をお願いいたします。
- ・ 工事契約後、速やかに工事着手届（第6号様式）、契約書の写し、工事施工計画書を提出してください。

問い合わせ先

中野区 都市基盤部 建築課 耐震化促進係（区役所9階）

住所：東京都中野区中野4-11-19

電話番号：03-3228-5576 FAX：03-3228-5668

メール：kentiku@city.tokyo-nakano.lg.jp